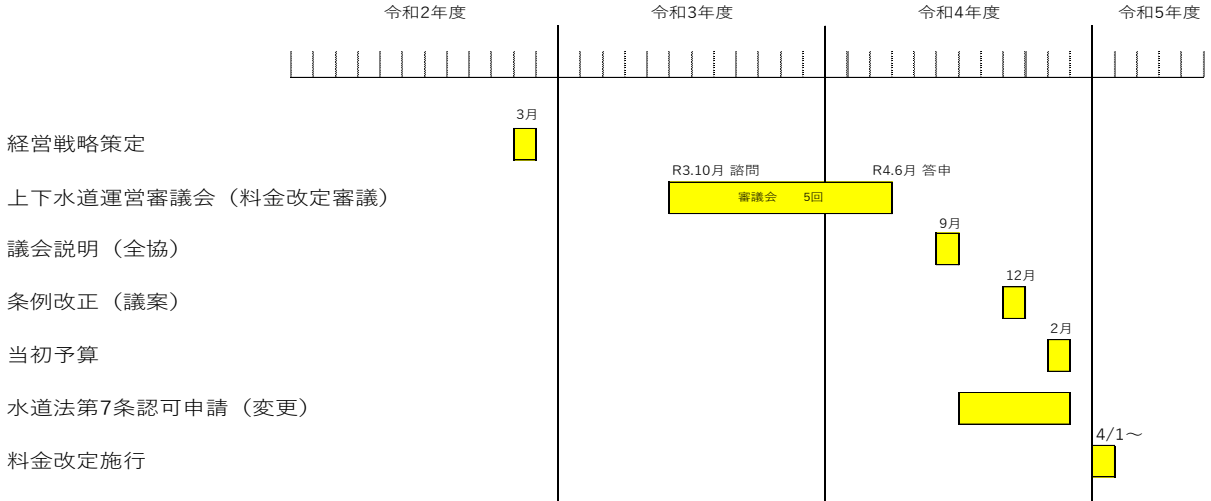


# 改定時期について

## ○料金改定に向けたスケジュール



- ①経営戦略策定 令和3年 3月
- ②料金改定審議 (上下水道運営審議会) 諮問：令和3年10月～答申：令和4年6月
- ③議会への説明 (全員協議会) 令和4年 9月
- ④条例改正 令和4年12月
- ⑤事業統合及び料金改定 (予定) 令和5年4月1日

現時点の最短の改定時期

### 《水道事業としては》

速やかに事業統合を進める必要があると考えており、令和5年4月1日を目途に進めたい。  
 ※事業統合 (及び料金改定) を、先送りすることは簡易水道の赤字補てんを一般会計に求めることになり、好ましい姿ではない。

### ※周知期間について (日本水道協会が平成27年に実施した調査結果)

(問) 料金改定が議決されてから適用されるまでの住民等への周知期間はどのくらいですか。

住民等への周知期間	事業者数	
30日以内	20	12.1%
31日～60日	14	8.5%
61日～90日	55	33.3%
91日～120日	33	20.0%
121日～150日	7	4.2%
151日～180日	26	15.8%
181日～365日	10	6.1%

(N=165)